

## ★各手帳で利用できる福祉制度一覧

お問合せ・申請の際は、必要な書類や手続き等ある場合がありますので、事前に各市町村役場の福祉担当窓口へお尋ねください。

※ **難** …難病

### 日常生活用具



障害者（児）に対し、日常生活を営むことを容易にするために、日常生活用具の給付又は貸与をされる制度です。

市町村によって、日常生活用具の種類など内容が異なる場合があります。本人及び扶養義務者の課税状況に応じて、自己負担があります。

日常生活用具の種類例

特殊マット、特殊便器、頭部保護帽、ネブライザー(吸引器)、紙おむつなど

### 補装具



身体の失われた部分や障害のある部分を補う用具の購入、修理に係る費用の支給をされる制度です。

費用 原則 1 割負担。本人及び扶養義務者の課税状況によって上限額あり

### 重度心身障害者医療費助成



重度心身障害者が保険適用の医療を受けた場合の自己負担額を助成される制度です。

対象者 療育手帳 A1、A2、A ・ 身体障害者手帳 1 級、2 級  
身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B1  
療育手帳 B1（※知能指数が 35 以下と判断された者）

### 福祉手当

○特別児童扶養手当



身体、知的、精神に重度の障害がある児童を養育している方に支給される手当です。支給額は障害程度によって異なります。所得制限があります。

支給額（月額） 1 級 51,100 円  
2 級 34,030 円

※H27 年 12 月現在

### ○障害児福祉手当



身体、知的、精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、20歳未満の在宅の児童に支給される手当です。

支給額（月額） 14,480円

※H27年12月現在

### ○特別障害者手当



身体、知的、精神に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある、20歳以上の在宅の者に支給される手当です。

支給額（月額） 26,260円

※H27年12月現在

### 心身障害者扶養共済制度



心身障害者（児）を持つ保護者が、相互扶助の精神に基づき掛け金をかけ、保護者が死亡または重度の障害となった場合、心身障害者（児）本人に年金を支給する制度です。

※心身障害者（児）の範囲…身体障害者手帳3級以上、療育手帳交付者  
精神または身体に永続的に障害を有する者

対象者 心身障害者（児）を扶養する65歳未満の保護者

### 自立支援医療（精神通院）



精神疾患にかかる通院医療を受ける際、医療費の自己負担を軽減する制度があります。なお、この制度は精神障害者手帳の所持は問いません。

自己負担 原則1割負担。所得状況（課税状況）や症状等により、1ヶ月あたりの自己負担に上限額が設けられます。

申請手続 加入する健康保険の状況などにより、必要な書類が異なる場合があります。医療機関又は市町村役場窓口にご相談下さい。

### 更生医療の給付



身体障害者（身体障害者手帳所持者）の機能障害を軽減したり、除去する手術を行う等、更生に必要な医療費の給付を行います。加入する健康保険の被保険者の市町村民税課税状況等に応じて、自己負担があります。

※対象となる例 心臓手術、人工透析、人工関節置換術等